

既収載品目（医薬品各条（生薬等））の含量規格の改正について（意見募集）

以下の既収載医薬品各条（生薬等）の含量規格を次のように改めます。

対象品目	改正案
ウワウルシ	本品は定量するとき、アルブチン6.8%以上を含む。
エンゴサク	本品は定量するとき、換算した生薬の乾燥物に対し、デヒドロコリダリン[デヒドロコリダリン硝化物($C_{22}H_{24}N_2O_7$)として] 0.07%以上を含む。
エンゴサク末	本品は定量するとき、換算した生薬の乾燥物に対し、デヒドロコリダリン[デヒドロコリダリン硝化物($C_{22}H_{24}N_2O_7$)として] 0.07%以上を含む。
キョウニン	本品は定量するとき、換算した乾燥物に対し、アミグダリン1.8%以上を含む。
トウニン	本品は定量するとき、換算した生薬の乾燥物に対し、アミグダリン1.1%以上を含む。
トウニン末	本品は定量するとき、換算した生薬の乾燥物に対し、アミグダリン1.1%以上を含む。